

# 「実感・みどり事業者」の通年募集について

～みどり豊かな街区形成をめざして～

大阪府では、街区単位等で府民や来阪者が実感できるみどりづくりを進めています。  
その実現に向け、緑化施設の整備とあわせて、地域における緑化促進活動に取り組む民間事業者を「実感・みどり事業者」として認定し、その活動について、大阪府が積極的にPR・助成を行う「実感できるみどりづくり事業」を実施しております。  
今回認定を希望する事業者を募集します。

## 1. 認定特典

- ・別途公募する「実感できるみどりづくり事業」制度の対象
- ・大阪府ホームページにおいて、認定事業者の取組みを紹介
- ・大阪府主催のイベントでの認定事業者のPR、プレゼンテーション機会の提供 など

## 2. 募集受付期間

平成30年5月9日（水）～平成31年3月8日（金）まで

## 3. 認定条件



対象者	次の要件をすべて満たすこと。 ① 建築物の敷地内で、法令等により義務付けられた緑化面積を超えて、緑化施設を整備（リニューアル含む）予定又は整備済みであること。 ② 周辺住民等に働きかけ、地域における緑化促進活動を継続して展開しようとする事、又は現在周辺住民等と連携した緑化活動を行なっていること。
緑化施設の要件	・原則として敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以上の建築物等において、民間事業者が整備・維持管理する緑化施設のうち、以下の要件をすべて満たすこと。 ① 不特定多数の府民に利用されるなど公共性が確保されること ② 高さ6m以上の樹木を中心とした緑陰空間もしくは府民が憩える緑化空間であること ③ 良好なまちなみ景観の創出、ヒートアイランド現象の緩和に寄与すること
対象地区の要件	大阪府域の市街化区域内 多くの府民が集まるエリア（下記のいずれか） ・乗降客数が多い駅（5,000人／日以上）周辺 ・市役所などの公共施設の周辺 ・商業施設等の集積エリア
緑化促進活動の要件	街区又は沿線の一區間で、緑化プラン策定、地域の緑化検討会の開催、みどりの普及啓発などの地域への緑化普及及び緑化整備の呼びかけを、継続的に行なうこと

#### 4. 応募方法等

- ・実感・みどり事業者認定制度実施要領に示す様式1（認定申請書）に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課宛て、平成31年3月8日（金）までに提出してください。

#### 5. 認定の申請に必要な書類

認定申請書（様式1）	様式に基づき、緑化整備の考え方、緑化促進活動の内容等を記入し提出してください。
【添付資料】	
■申請者に関わる資料 ①団体の定款・規約・会則等 ②役員名簿（ない場合は役員が分かる書類）	
■申請事業に関わる資料	
③付近見取図	対象建築物や道路の位置及び付近の状況を示すものです。緑化促進活動を想定するエリア（街区等）が分かるように図示してください。
④現況写真	緑化する場所（2方向以上）及び沿道から施設を撮影したものを添付してください。
⑤緑化計画平面図	法令等により義務付けられた緑化区域が分かるよう図示してください。 樹種名、規格、本数、緑化面積などの樹木一覧を付けてください。 官民等の敷地境界が分かるように図示してください。
⑥ 樹木等一覧	樹木（高木・中木・低木）の種類、高さ及び本数を記入してください。
⑦緑化施設整備イメージ図	施設全体の緑化イメージがわかるイラストなどを添付してください。

#### 6. 結果の通知

大阪府にて応募条件が満たされているかを審査のうえ決定し、認定通知を送付します。

#### 7. その他

認定申請される事業者の方で、緑化施設整備及び緑化促進活動にかかる経費の一部補助を希望される方は、認定申請書と併せて、実感できるみどりづくり事業実施要領に示す事業実施計画書（別紙様式1）を提出してください。

#### ○お問合せ及びお申込み窓口

・大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化グループ

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階 TEL 06-6210-9558

※募集期間中は、植栽内容等の事前相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

# 「実感できるみどりづくり事業」の募集について

## ～みどり豊かな街区形成をめざして～

### 1. 趣旨

みどり豊かな街区の形成をめざし、建築物敷地内の良好な緑化施設の整備、地域における緑化促進活動を行う「実感・みどり事業者」の認定を受けた者を対象に、緑陰整備及び緑化促進活動にかかる経費（緑化プラン作成経費等）の一部を補助します。

また、「実感・みどり事業者」の認定を受けた者が作成した緑化プランに基づき、周辺の民間事業者等が緑化施設の整備を行なう場合、その経費の一部を補助します。

さらに今年度から、地域の課題解決に取り組むまちづくり協議会等の活動団体（以下、「まちづくり協議会」という。）が、緑化プランを作成する場合の経費及びまちづくり協議会が作成した緑化プランに基づき、周辺の民間事業者等が緑化施設の整備を行なう場合の経費の一部を補助するメニューが加わりました。

### 2. 募集受付期間

平成30年5月9日（水）～平成30年6月21日（木）まで

※補助申請の申込みは、平成30年6月21日（木）までに提出してください。

### 3. 補助事業の概要

事業主体	大阪府が認定する「実感・みどり事業者」	市町村等が認定、登録等行なう「まちづくり協議会」
補助対象経費	■ 緑陰整備等にかかる経費 樹木等の植栽費、土壌改良に必要な工事費、支柱や植樹柵設置費、灌水排水施設などの基盤整備費 等 ■ 緑化プラン策定にかかる経費 緑化デザインイラスト、イメージパース等の作成費、印刷費、専門家派遣費 等	■ 緑化プラン策定にかかる経費 緑化デザインイラスト、イメージパース等の作成費、印刷費、専門家派遣費 等
補助金の額	補助率 1/2 以内 ■ 緑陰整備等にかかる経費 上限 1,000 万円 ■ 緑化プラン策定にかかる経費 上限 50 万円	補助率 1/2 以内 ■ 上限 50 万円
周辺事業者への補助	「実感・みどり事業者」が作成した緑化プランに基づき、周辺事業者等が緑化施設を整備する経費の一部を補助 補助率 1/2 以内、補助上限 200 万円	まちづくり協議会が作成した緑化プランに基づき、周辺事業者等が緑化施設を整備する経費の一部を補助 補助率 1/2 以内、補助上限 200 万円

※法令等で緑化が義務付けされている緑地は、補助対象外

※実施期間

補助金交付決定後から平成31年3月8日（金）までに整備・作成が完了するもの

### 4. 審査から事業着手までの流れ

- ・補助申請に必要な書類を提出いただいた後、「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」にて、審査（平成30年7月予定）した後、大阪府が採択を決定します。
- ・採択された申請者は、大阪府みどりの基金事業補助金交付申請書を作成のうえ、申請書一式を大阪府に提出してください。
- ・申請書提出後、大阪府が書類審査（約1ヶ月程度）のうえ、補助金交付決定を行ないます。
- ・補助金交付決定後に、事業着手となります。

## 5. 申請書類及び審査基準

### □緑化整備

補助メニュー	○「実感・みどり事業者」が整備する緑陰整備等にかかる補助 ○「実感・みどり事業者」及び「まちづくり協議会」が作成する緑化プランに基づき、周辺の民間事業者等が整備する緑化整備にかかる補助
実施計画書 (別紙様式1) (別紙様式3)	様式に基づき、緑化整備の考え方、緑化促進活動の内容等を記入し提出してください。
添付書類	○申請者に関わる資料(①定款、②役員名簿) ○申請事業に関わる資料 ③付近見取図 ④現況写真 ⑤緑化計画平面図 ⑥緑化施設の求積図 ⑦緑化計画断面図 ⑧建築物立面図 ⑨樹木等一覧 ⑩経費内訳書(工事費等の経費がわかる資料) ⑪樹木等の材料見積書 ⑫維持管理計画書 ⑬緑化プランに基づき整備する場合は、「実感・みどり事業者」及び「まちづくり協議会」が作成した緑化プラン
審査基準	①【実現性】 地域特性を踏まえ、実現可能な緑化整備計画であるか。 ②【維持管理】 適切かつ継続的な維持管理が見込まれる計画となっているか、その体制づくりができているか ③【経済性】 整備・管理費用について十分検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか ④【公益性】 みどりの多面的な効果が発揮されるか(歩行者等への緑陰の提供、憩える空間やコミュニケーションの場の提供、良好な街並み景観の創出、雨水流出抑制効果など)  ※緑化プラン策定にあたり、①④について審査のうえ補助を受けた場合は、②③のみの審査となります。

### □緑化プラン策定

補助メニュー	「実感・みどり事業者」及び「まちづくり協議会」が作成する緑化プランの作成にかかる補助
実施計画書 (別紙様式2)	様式に基づき、緑化プラン策定の考え方、緑化検討会の実施内容等を記入し提出してください。
添付書類	○申請者に関わる資料(①定款、②役員名簿) ○申請事業に関わる資料 ③付近見取図 ④現況写真 ⑤経費内訳書(資材等の経費がわかる資料)
審査基準	①【実現性】 地域特性を踏まえ、実現可能な緑化整備計画であるか。 ※まちづくり協議会による緑化プランは、実現可能なみどりの活用手法であるかについても審査します。 ②【公益性】 みどりの多面的な効果が発揮されるか(歩行者等への緑陰の提供、憩える空間やコミュニケーションの場の提供、良好な街並み景観の創出、雨水流出抑制効果など)

## 6. 結果の通知

- 「大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会」の審査を経て、補助採択決定します。  
・補助申請者宛て、平成30年7月末までに、事業の採択の決定通知を送付します。

### ○お問合せ及びお申込み窓口

・大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化グループ

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22階 TEL 06-6210-9558

※募集期間中は、植栽内容等の事前相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。